

訪問看護ステーション心奏

重要事項説明書（ホームページ掲載用）

※本書面は運営基準省令第24条に基づき掲載するものです

1. 事業者・事業所の概要

事業者（法人）名	訪問看護ステーション心奏
代表者	代表取締役 竹井 順一
管理者	平田敦成
所在地	宮崎県宮崎市大橋1丁目55番地

2. 事業の目的と運営の方針

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状がある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

3. 職員体制

■ 職務内容

- ・ 管理者（看護師・保健師）：事業所の従業員の管理および業務の管理を一元的に行います。
- ・ 看護職員（看護師・准看護師・保健師）：サービスの提供にあたります。訪問看護計画書および訪問看護報告書を毎月作成します。
- ・ 理学療法士・作業療法士または言語聴覚士：在宅におけるリハビリテーションのサービス提供にあたります。

4. 営業日時

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9:00～18:00
緊急時対応	24時間365日対応（休業日含む）

5. 提供するサービスの内容

■ 対象保険

- ・ 介護保険：要介護者または要支援者
- ・ 医療保険：40 歳未満の方、16 特定疾患該当者、末期の悪性腫瘍患者等
- ・ 自立支援医療（精神通院医療）：自立支援医療受給者証をお持ちの方

■ サービス内容

- ・ 病状・障害の観察
- ・ 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ・ 食事および排泄など日常生活の世話
- ・ ターミナルケア
- ・ 褥瘡の予防・処置
- ・ カテーテル等の管理
- ・ 認知症患者の看護
- ・ 療養生活や介護方法の指導
- ・ その他医師の指示による医療処置

6. サービス利用料金

サービス利用料金は、介護保険適用・医療保険適用・自立支援医療保険適用・保険適用外に分かれています。各保険の給付割合に応じたお客様負担金が発生します。

介護保険	介護保険法令に定める単位数×地域単価（その他 10.00 円）
医療保険	訪問看護基本療養費＋訪問看護管理療養費等（各保険負担割合に応じた自己負担）
自立支援医療	自立支援医療受給者証に基づく負担額
交通費	原則無料
キャンセル料	徴収しません

※料金の詳細は、ご契約時に個別にご説明します。

7. 緊急時等における対応方法

サービスの提供中に利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じます。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員および市町村等へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。

8. 虐待防止のための取り組み

- ・利用者の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。
- ・身体拘束は緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。
- ・虐待防止のための指針を整備し、定期的な職員研修を実施します。
- ・虐待を受けている恐れがある場合は、直ちに防止策を講じ市町村へ報告します。

9. 秘密保持・個人情報の取り扱い

業務上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密および個人情報を、正当な理由がある場合を除いて契約期間中および契約終了後、また職員については退職後も第三者に漏らすことはありません。あらかじめ文書による同意を得た場合は、居宅介護支援事業者等との連絡調整その他必要な範囲内で個人情報を利用することがあります。

10. 苦情・相談窓口

■ 事業所窓口

事業所名	訪問看護ステーション心奏
所在地	宮崎県宮崎市大橋1丁目55番地
受付時間	営業時間内（月～金 9:00～18:00）

■ 公的機関による苦情・相談窓口

宮崎市 介護保険課	0985-21-1777
宮崎県国民健康保険団体連合会	0985-31-5121
宮崎県福祉保健部	0985-26-7140

11. 他サービス・医療機関との連携

サービスの提供にあたり、居宅介護支援事業者等および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。また、主治医と連携し、訪問看護計画書および訪問看護報告書を毎月提出します。